

第3回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和元年7月2日(火) 午後1時30分～午後3時50分

2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 9番 中村博之委員 10番 山口和子委員

②第2 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による許可申請について
 議案第 12号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 13号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 14号 農業経営基盤促進法18条の既定による農用地利用集積計画について
 報告第 4号 農地等形状変更届出について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
主査	星野 晃希
書記	峰松 一実
書記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	席順	委員名	出欠
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
母ヶ浦・西葉	中西 和明
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	山口 敏春

7. 会議の概要

事務局	<p>只今から第3回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、12名全員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。9番中村委員と10番山口委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意お願ひします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例により会長に議長をお願ひします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。田植えで忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。スムーズに進めて行きたいと思ひます。本日の議題は議案3件と報告2件であります。早速、審議に入ります。報告第3号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題とします。本件につきましては一括して審議をします。事務局の説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1ページをご覧ください。報告第3号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてでございますが、記載のとおり番号1から2までの2件となっております。合計2筆で面積が933平米となっております。内訳は田のみ2筆933平米でございます。解約事由は双方合意による借人からの申しでのためが2件となっております。以上で報告第3号の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。只今の説明について、質問や意見がありましたら挙手をお願ひします。</p>
議長	<p>無いようなので、これで報告第3号を終わります。</p> <p>次に議案第12号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは1番についてご説明いたします。位置図の1ページをご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目はともに畑で、登記面積は497平米です。譲受人は〇〇県〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん34歳、公務員の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん62歳、農業の方です。転用の目的は一般住宅で、施設の概要ですが居宅1棟142.60平米、駐車場2台分48平米、通路その他337.40平米となっております。農地区分は2種農地で周囲の状況は東と北が畑、西は雑種地、南は水路となっております。備考欄に記載のとおり関係機関との協議書ありで条件なしとなっております。番号1の説明は以上です。</p>
議長	<p>では、ここで担当委員の調査報告をお願ひします。</p>
7番委員	<p>申請地には、平屋建ての家を建てるそうです。排水についてですが生活排水は合併浄化槽で処理をして南側の水路へ放流されます。また雨水も1つにまとめて南側の水路に流すとのことでした。</p>
議員	<p>只今の説明について質問や意見はありませんか。</p>

	無いようなので採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、1番は許可相当として県へ送ります。 それでは2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	2番の説明をいたします。まずは5条の方から説明いたします。総会議案・説明資料は2番、位置図は2ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地1でございます。登記地目・現況地目それぞれ田です。登記面積は697平米です。譲受人は東京都〇〇市の株式会社〇〇〇〇という建設業者で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん73歳、無職の方です。転用の目的は建売分譲住宅を計画されています。施設の概要は建売分譲住宅4棟697平米となっています。周囲の状況ですが、東が道路、西と南と北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。なお、公共下水道が整備された区域でありまして道路法24条による工事申請がされています。また番号2の説明は以上です。
議長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いします。
4番委員	ここは5月の(農業委員会)総会に出た〇〇さんの敷地の拡大の案件がありました。その南隣の残地(田)です。建売分譲住宅を4件建てる予定になっています。
議長	只今の説明について質問や意見はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により、2番は許可相当として県へ送ります。 それでは3番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	3番の説明をいたします。総会議案・説明資料は3番、位置図は3ページをご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑で、現況地目はその他雑種地です。登記面積は422平米となっています。譲受人は〇〇市〇〇区の〇〇〇〇さん68歳、会社員で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん75歳、自営業の方です。転用の目的は露天駐車場、庭園、家庭菜園で農地区分は3種農地です。施設の概要ですが露天駐車場3台38平米、家庭菜園112平米、庭園その他272平米となっています。周囲の状況ですが、東は道路、西は水路、南と北は宅地となっています。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。また、この案件は追認の案件でございまして、始末書が提出してあります。説明は以上です。
議長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いします。
4番委員	譲受人の方は現在〇〇市に在住ですが、Uターンされ、鹿島市に戻って来られるそうです。車の出入りが国道沿いとなっていて危ない状況なので、申請地の方に駐車場と家庭菜園をされるそうです。
議長	事務局より始末書の報告をお願いします。
事務局	(始末書読み上げ)
議長	説明について質問や意見はありませんか。
9番委員	以前に申請地は畑だったのを借りて砂利を敷いて、公共事業の資材置場にしていたと聞きましたが、その時は何か手続きが必要だったのでしょうか。
事務局	一時転用については、特に農業委員会の方に申請する必要はありません。
議長	他に質問はありませんか。無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議 長	賛成全員により、3番は許可相当として県へ送ります。 それでは4番について、説明をお願いします。
事務局	4番について説明いたします。総会議案・説明資料の4番、位置図の4ページも併せてご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇となっています。登記地目は畑で現況地目は田です。登記面積は2.13平米です。譲受人は〇〇県〇〇市〇〇町の株式会社〇〇という不動産業で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん67歳、農業の方です。転用の目的は宅地拡張で、施設の概要は宅地拡張2.13平米となっております。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが東と南と北は宅地、西は畑となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議ありで条件はなしとなっています。なお、この案件は追認の案件でございます、始末書が提出してあります。番号4の説明は以上です。
議 長	ここで担当委員より説明をお願いします。
4番委員	位置図にある〇〇〇〇さんのお宅は売り家となっていて、売るときに測量をし直して申請地の三角の部分が農地との境界を侵していたことが発覚して、今回5条申請をされています。
議長	始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書読み上げ)
議長	説明について何か質問はありませんか。無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、4番は許可相当として県へ送付します。 それでは5番について事務局より説明をお願いします。
事務局	5番の説明をいたします。総会議案・説明資料は同じく2ページ、位置図は5ページをご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地となっています。登記面積は826平米です。農地区分は2種農地となっています。譲受人は〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さん45歳、会社員の方で、譲渡人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん85歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置です。施設の概要は太陽光発電装置216枚356.40平米、通路その他469.60平米となっています。農地区分は2種農地で周囲の状況ですが、東と西は道路、南と北は畑となっています。備考欄に記載の通り、関係部署との協議ありで、条件は無しとなっています。5番の説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
10番委員	現地は〇〇区から〇〇区を通り〇〇区へ行く道と〇〇区から〇〇〇〇の〇〇工場へ行く道が合流する点から東側にあります。申請地は現在耕作放棄地になっていて、今回〇〇県にお住まいの方から太陽光発電装置への転用申請がされています。
事務局	今回申請された場所の周りにはあと10筆程度の耕作放棄地があつて、今後も太陽光の設置が行われていくと思います。
9番委員	私たちは農地を守る立場でもあるので、今後も太陽光が増えていくと思いますが、農地を活かしながら太陽光を設置するための何か良い方法は無いのでしょうか。
議長	まだ実践されていませんが、太陽光の電力をハウスなどの農業用施設に使うという方法もあります。
議長	他に質問はありませんか。無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、5番は許可相当として県へ送付します。

	<p>それでは6番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして6番の説明をいたします。総会議案・説明資料は3ページ、位置図は6ページをご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は介在畑です。登記面積は397平米となっています。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん28歳、会社員の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん57歳、無職の方です。転用の目的は一般住宅で、施設の概要は居宅1棟89.40平米、駐車場2台40平米、通路その他298.60平米となっています。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが、東と西は宅地、南と北は畑となっています。また関係機関との協議書ありで条件はなしとなっています。なお、この区域は公共下水道が整備されており、永年の使用貸借権が設定されています。</p>
議長	<p>担当委員より説明をお願いいたします。</p>
11番委員	<p>申請地の北側に駐車場がありますが、そこも〇〇さんの土地になります。そしてこの奥に今回所有者の息子さんが家を建てるそうです。ここは下水道も入っているので特に問題は無いかと思います。</p>
議長	<p>只今の説明について質問や意見はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>賛成全員により、6番は許可相当として県へ送ります。</p> <p>次に議案第13号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。番号1の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号の1番について説明をします。総会議案説明資料は4ページ、位置図は7ページをお開きください。土地の所在地は〇〇字〇〇〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地〇、〇〇番地〇、字〇〇〇〇番地、字〇〇〇〇番地でございます。登記地目、現況地目は字〇〇〇〇と字〇〇〇〇は田で、残りは畑です。登記面積は全部で8,367平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん32歳、農業兼内装業の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん64歳、農業兼内装業の方です。譲受理由と譲渡理由は農業者年金の経営移譲と農業者年金の受給となっています。農地法第3条による現地確認調査につきましては担当委員、担当推進員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員から署名をもらっております。番号1の説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の説明について何か質問や意見がありましたら挙手をお願いします。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成として取り扱います。</p> <p>次に2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番について説明します。総会議案説明資料は5ページ、位置図は8ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目、現況地目はともに畑です。登記面積は431平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん55歳、会社員の方で、譲渡人は〇〇市〇〇区の〇〇〇〇さん84歳、無職の方です。譲受理由と譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止です。農地法第3条による現地確認調査につきましては担当委員、担当推進員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員から署名をもらっております。</p>
議長	<p>現況地目が畑になっていますが、ここはもともと田だったと思うのですが手続きは済ませてありますか。</p>
事務局	<p>平成19年に登記が田から畑に変更してあって、その時に手続きが行われています。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。</p>

	無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。 次に3番の説明をお願いします。
事務局	3番について説明します。総会議案説明資料は同じく5ページ位置図は9ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、〇〇番地〇、〇〇番地〇、〇〇番地〇でございます。登記地目はともに畑で、現況地目はともに樹園地です。登記面積は合計で6,868平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん53歳、農業の方で、譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん70歳、クレーン業の方です。譲受理由と譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止です。こちらの農地でオリーブの栽培を行いたいとのことでした。農地法第3条による現地確認調査につきましては担当委員、担当推進員で行ってもらい、特に問題なしとして両担当委員から署名をもらっております。
議長	只今の説明について何か質問や意見がありましたら挙手をお願いします。
9番委員	申請地には担当推進委員の方と一緒に見に行きました。〇〇〇〇〇工場から約3キロ上に進んだとこにあります。聞いたところ、〇〇さんがオリーブを200から300本植える予定だとおっしゃっていました。現地に雑木などはなく、重機で整地してありました。
議長	〇〇さんはこの土地をいつから所有しているのですか。
事務局	平成14年に相続されています。
議長	他に質問や意見はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。次に議案第14号農業経営基盤強化促進法18条の規定による農用地利用集積計画について事務局の説明をお願いします。
事務局	一括して説明をいたします。総会議案・説明資料は6ページから11ページをご覧ください。この議案は合計17件となっています。今回中間管理事業からの案件はありません。利用権設定されているのが17件、そのうち再設定が11件、新規が6件でございます。利用権設定されている方のうち賃貸借権が12件、使用貸借が5件となっています。賃貸借権されている12件のうち現金扱いは7件、物納扱いは5件です。契約期間は30年が2件、10年が4件、5年が4件、3年が5件、2年が2件となっています。使用貸借権が設定されているところについて個別に説明いたします。4番につきましては報告3号で解約報告されていますが、使用貸借の解約でした。そして親子間で使用貸借を新たに結ばれています。今回作付けは無く維持管理となっています。11番は耕作放棄地を整備されて、ユウカリなど花木を栽培するとおっしゃってました。13番と14番は農業者年金の経営移譲の更新です。16番は1筆が7段になっているみかん畑です。農地利用最適化推進委員の方が地元で耕作していただく方を探していただきましたが、見つけることができずに今回〇〇農場さんをお願いしたとのことです。議案第14号の説明は以上です。
議長	只今の説明について質問や意見がありましたら挙手をお願いします。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成として取り扱います。 次に報告第4号農地等形状変更届出について事務局より説明をお願いします。
事務局	1番について説明します。総会議案説明資料は12ページ、位置図は10ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇の一部となっています。地目は田です。面積は522平米の内の125平米となっています。届出人は〇〇区の〇〇〇〇さん

	で、形状変更事由及び変更後の利用目的はこれまで稲の苗床として利用していたが、これからの作業を楽にするために車が入れるように嵩上げしたいとのことです。周囲の状況ですが東と南は宅地、西は畑、北は道路となっています。備考欄に記載の通り、申請地は農振除外地です。地元と協議は有りで条件は無しとなっています。番号1の説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
11 番委員	申請地はこれまで稲の苗床として利用されていましたが、今回嵩上げして利用するそうですので、ご審議をお願いいたします。
議長	只今の説明について質問や意見はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	賛成全員として取扱います。
	次に2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明します。総会議案説明資料は同じく12ページ、位置図は11ページをお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は畑で、面積は1,763平米です。届出人は〇〇区の〇〇〇〇さんで、形状変更事由及び変更後の理由目的はみかんの根域制限栽培を行うにあたり、畑の一部を嵩上げして耕作しやすくしたいとのことです。周囲の状況ですが東と西は道路、南と北は畑となっています。備考欄に記載の通り、申請地は農振除外地です。地元との協議は有りで条件は無しとなっています。番号2の説明は以上です。
議長	担当委員の代わりに事務局より説明をお願いします。
事務局	申請地は3段ぐらいに段が分かれていました。1番下の段が高いところと低いところがありまして、低いところに上のほうから農地を削って移してきれいな3段にしてから根域制限栽培したいとのことで申請がありました。
議長	只今の説明について質問や意見はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員として取り扱います。
	次に3番の説明をお願いします。
事務局	3番について説明します。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地、同じく〇〇番地、同じく〇〇番地です。地目はそれぞれ田で、面積は〇〇が308平米、〇〇が461平米、〇〇が559平米です。届出人が〇〇区の〇〇〇〇さんで、形状変更事由及び変更後の利用目的は元々、田を耕作してもらっていたが作り手がいなくなり、本人も高齢で水田としての利用が困難であるため畑として利用したいとのことです。周囲の状況ですが、〇〇が東と北が道路、西が畑、南が宅地、〇〇番地が東と北が宅地、西が畑、南が田、〇〇番地が東と北が畑、西が宅地、南が道路となっています。備考欄に記載の通り、申請地は農振除外地です。地元との協議は有りで条件は無しとなっています。番号3の説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
8番委員	申請地は以前田として耕作していらっしゃいましたが、作り手がいなくなりご自身も高齢になられたので畑として利用したいとのことで今回申請がありました。
議長	届出人の方は申請地以外にも農地を所有していますか。
事務局	申請地の市道を挟んだ向かい側に田をお持ちで、そこは耕作を頼まれているそうです。
議長	届出人の方は申請地以外にも畑を自宅の周りに所有されていて、そこの耕作をしていて、更に今回申請された農地を畑として耕作ができるのでしょうか。
8番委員	申請地以外にも畑を持っていることを確認していませんでした。

議長	畑として利用されるのは難しいと思いますが。 他に質問はありませんか。
11番委員	届出人の方はあと何筆畑をお持ちですか。
事務局	あと5筆所有されていて、面積は3反になります。
議長	状況を踏まえると本人確認を再度農業委員会で行う必要があると思うので保留でよろしいですか。
	(全員賛同)
議長	それでは報告第4号3番は保留といたします。
議長	以上を持ちまして、本日提出された議題審議を終わります。
	(午後3時50分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。
	令和元年 7月2日
	鹿島市農業委員会 会 長 ⑩
	9番委員 ⑩
	10番委員 ⑩
	事務局長 ⑩